

医療機関の長 様

広島市医師会
会長 松村 誠

**長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により
定期予防接種を受けられなかった者への接種について（お知らせ）**

日頃より、各種健診及び予防接種事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり、広島市より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

別添のとおり、平成25年1月30日付けで厚生労働省健康局長から、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種を受ける機会を逃した者に、接種機会を確保する旨の通知がありました。

この内容について疑義が生じたため、厚生労働省に問い合わせておりましたが、先日、厚生労働省から回答が得られ、広島市において検討を行ったところ、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、ご協力の程お願い致します。

記

1 対象者となる要件

次の(1)～(3)の全てに該当している場合に、定期予防接種の対象者としてします。

- (1) 広島市に住民登録している者。
- (2) 定期予防接種の接種対象年齢期間において、長期にわたり療養が必要な疾病にかかったこと等の特別の事情により、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつたと認められる者。
- (3) 当該特別の事情がなくなった日から2年を経過するまでの間の者。ただし、BCGについては4歳に至るまで、DPT・IPV 4種混合ワクチンについては15歳に至るまでの間にある場合に限る。

2 長期にわたり療養が必要な疾病等にかかったこと等の特別な事情

特別の事情とは、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 次の①から③までに掲げる疾病（【別表】参照）にかかったこと。ただし、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。
 - ① 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - ② 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - ③ ①又は②の疾病に準ずると認められるもの

（注）【別表】に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下で行われる必要があります。

- (2) 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと。ただし、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。
- (3) 医学的知見に基づき(1)又は(2)に準ずると認められるもの

裏面に続く→

3 手続きの方法

申請は各保健センターで被接種者の保護者が行ってください。具体的な手続等は以下のとおりです。

(1) 接種を行う前に、保護者が以下の①、②を各保健センター健康長寿課から取り寄せ、保護者から各保健センターに提出してもらってください。

① 対象年齢外接種該当者確認証交付申請書

② 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書【別添】

注1 様式2は、別紙をご参照のうえ、医療機関でご記入いただき、保護者にお渡しください。

注2 理由書の作成に係る公費負担は行いません。また、理由書の作成において、診療情報提供料を算定することはできません。(中四国厚生局確認済み)

(2) 各保健センター健康長寿課は、必要書類を確認の上、広島市保健医療課へ進達する。

広島市保健医療課は、(1)の提出書類の内容を審査した上で接種の可否を決定し、該当者であると認めた場合には、各保健センター健康長寿課が、「対象年齢外接種該当者確認証」を該当者に交付する。(この審査及び手続きには、日数を要するので注意すること。)

(3) 医療機関は、「対象年齢外接種該当者確認証」を確認し、接種を行う。

4 委託料の請求について

ご請求の際は、接種券(票)に「対象年齢外接種該当者確認証」の写し(両面)を添付してください。

※ ご不明な点があれば、広島市保健医療課(電話：504-2622)へご相談ください。

担当：広島市医師会事務局 和木・井上・下原

電話：232-7321